

# 高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号  
発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

### 目次

告 示	ページ
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定 (障害保健福祉課)	1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の規定に基づく育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出 ( " )	1
○高知県私立学校審議会委員の任命 (私学・大学支援課)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示 (3件) (治山林道課)	1
○道路の供用開始 (道 路 課)	4
◎高知港、須崎港、下田港及び宿毛湾港の港湾区域及び臨港地区内における港湾施設に係る使用料の徴収事務の委託 (港湾・海岸課)	5
公 告	
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	5
入札公告	
○一般競争入札 (県立学校授業用パソコン一式の購入) の公告 (総務事務センター)	5
○一般競争入札 (一般校務用ノート型パソコンの借入れ) の公告 (教育委員会事務局高等学校課)	6

### 告 示

#### 高知県告示第427号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第54条第2項の規定により、育成医療

又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。

平成29年5月16日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定に係る自立支援医療の種類	育成医療又は更生医療に係る診療科において担当する医療の種類	指定年月日
のいちご薬局	香南市野市町東野354番地16	育成医療及び更生医療		平成29年4月1日

#### 高知県告示第428号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第65条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 (平成18年厚生労働省令第19号) 第64条の規定に基づき、次のとおり育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関から指定の辞退について申出があった。

平成29年5月16日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定に係る自立支援医療の種類	育成医療又は更生医療に係る診療科において担当する医療の種類	指定年月日
のいちご薬局	香南市野市町東野354番地16	育成医療及び更生医療		平成29年2月28日

#### 高知県告示第429号

次の者を平成29年5月1日付けで高知県私立学校審議会委員に

任命した。

平成29年5月16日

高知県知事 尾崎 正直

氏名 役職名

森 暁 高知中・高等学校長

白山久美子 公認会計士

#### 高知県告示第430号

平成29年3月高知県告示第207号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係市役所及び町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成29年5月16日

高知県知事 尾崎 正直

#### 1 所在不明の森林所有者

(1)ア 登記簿記載の住所  
安芸市尾川甲275番地

イ 氏名

小松 重留

(2)ア 登記簿記載の住所  
安芸郡馬路村魚梁瀬110番地

イ 氏名

山崎 真一

(3)ア 登記簿記載の住所  
安芸郡室戸町浮津254番地

イ 氏名

橋本 芳松

(4)ア 登記簿記載の住所  
安芸郡室戸町浮津268番地

イ 氏名

吉本 重太郎

(5)ア 登記簿記載の住所  
安芸郡室戸町浮津240番地

イ 氏名

田川 寅次郎

(6)ア 登記簿記載の住所  
安芸郡室戸町浮津251番地ハ号

イ 氏名

井口 信次

(7)ア 登記簿記載の住所  
安芸郡室戸町浮津258番地

イ 氏名

丸本 岩次

(8)ア 登記簿記載の住所  
安芸郡室戸町浮津251番地 1

<p>イ 氏名 田口 弥太郎 (9)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町浮津247番地</p> <p>イ 氏名 田内 長太郎 (10)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町浮津214番地イ</p> <p>イ 氏名 井口 兼次 (11)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町浮津220番地</p> <p>イ 氏名 山下 久次郎 (12)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町浮津259番地</p> <p>イ 氏名 井口 長俣 (13)ア 登記簿記載の住所 幡多郡山奈村芳奈1508番地</p> <p>イ 氏名 沖本 喜又 (14)ア 登記簿記載の住所 幡多郡山奈村芳奈1515番地</p> <p>イ 氏名 佐井 寅治 (15)ア 登記簿記載の住所 幡多郡上灘村大岐1174番地</p> <p>イ 氏名 吉村 直馬 (16)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市大岐2405番地</p> <p>イ 氏名 岡田 正行 (17)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市足摺岬541番地4</p> <p>イ 氏名 浅利 次郎 (18)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村下長谷1711番地1</p> <p>イ 氏名 土居 喜知馬 (19)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村下長谷1333番地</p> <p>イ 氏名</p>	<p>西岡 空安 (20)ア 登記簿記載の住所 大阪市城東区諏訪三丁目13番2号</p> <p>イ 氏名 山田 健次郎</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。 平成3年1月農林水産省告示第60号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第431号</b> 平成29年3月高知県告示第208号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成29年5月16日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 高岡郡構原村椿原甲2175番地</p> <p>イ 氏名 中越 竹馬 (2)ア 登記簿記載の住所 高岡郡構原町椿原東2612番地2</p> <p>イ 氏名 下元 計子 (3)ア 登記簿記載の住所 高岡郡構原町椿原乙3604番地</p> <p>イ 氏名 津野 安則 (4)ア 登記簿記載の住所 高岡郡構原町椿原乙3569番地</p> <p>イ 氏名 下元 作四郎 (5)ア 登記簿記載の住所 高岡郡構原町椿原乙3599番地</p> <p>イ 氏名 松内 正光 (6)ア 登記簿記載の住所</p>	<p>高岡郡構原町下西の川775番地</p> <p>イ 氏名 津野 安則 (7)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十川村広瀬12番屋敷</p> <p>イ 氏名 畦地 春次 (8)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十川村広瀬</p> <p>イ 氏名 谷 磯次 (9)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十川村広瀬</p> <p>イ 氏名 久保 岩次 (10)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十川村広瀬</p> <p>イ 氏名 岡本 若松 (11)ア 登記簿記載の住所 高岡郡構原村椿原乙3569番地</p> <p>イ 氏名 下元 作四郎</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成3年2月農林水産省告示第253号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第432号</b> 平成29年3月高知県告示第277号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を三原村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成29年5月16日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木1番屋敷</p> <p>イ 氏名 杉本 庄太郎 (2)ア 登記簿記載の住所</p>
---	---	---

イ 氏名 佐田 左右次 (3)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木13番屋敷 イ 氏名 武田 長太郎 (4)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木1017番地 イ 氏名 榎 良太郎 (5)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木4番屋敷 イ 氏名 北中 徳次 (6)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木1058番地 イ 氏名 宮添 福太郎 (7)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木965番地 イ 氏名 北中 力太郎 (8)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木1088番地 イ 氏名 榎 留次 (9)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木7番屋敷 イ 氏名 宮添 伝次 (10)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木7番屋敷 イ 氏名 宮添 宅次 (11)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木989番地 イ 氏名 榎 仲次 (12)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木9番屋敷 イ 氏名 杉本 専太郎 (13)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木968番地	イ 氏名 竹添 辰次 (14)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木969番地 イ 氏名 竹添 作次 (15)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木981番地 イ 氏名 榎 宇太郎 (16)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木14番屋敷 イ 氏名 岡本 初太郎 (17)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木15番屋敷 イ 氏名 岡本 倉太郎 (18)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木16番屋敷 イ 氏名 大塚 亀太郎 (19)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木16番屋敷下1番戸 イ 氏名 高橋 芳吾 (20)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木18番屋敷 イ 氏名 岡村 磯次 (21)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木19番屋敷 イ 氏名 沢良木 栄太郎 (22)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木19番屋敷 イ 氏名 沢良木 繁太郎 (23)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木616番地 イ 氏名 久米 弁太郎 (24)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木20番屋敷 イ 氏名	大倉 芳太郎 (25)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木21番屋敷 イ 氏名 植木 伊之助 (26)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木23番屋敷 イ 氏名 宮田 久米之助 (27)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木24番屋敷 イ 氏名 宮田 民之助 (28)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木25番屋敷 イ 氏名 宮地 万太郎 (29)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木26番屋敷 イ 氏名 宮田 岩次 (30)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木28番屋敷 イ 氏名 宮田 芳太郎 (31)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木29番屋敷 イ 氏名 宮田 時次郎 (32)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木30番屋敷 イ 氏名 岡本 光太郎 (33)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木32番屋敷 イ 氏名 宮田 久万次 (34)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木34番屋敷 イ 氏名 松田 常次 (35)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木42番屋敷 イ 氏名 田辺 元太郎
--	---	---

<p>(36)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木55番屋敷 イ 氏名 東 慶太郎</p> <p>(37)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木39番屋敷上1番戸 イ 氏名 宮田 恵之太</p> <p>(38)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木39番屋敷 イ 氏名 宮田 辻太郎</p> <p>(39)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木326番地 イ 氏名 菊田 兵助</p> <p>(40)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木43番屋敷 イ 氏名 新谷 善太郎</p> <p>(41)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木44番屋敷 イ 氏名 新谷 久太郎</p> <p>(42)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木45番屋敷 イ 氏名 新谷 慶太郎</p> <p>(43)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木47番屋敷 イ 氏名 大塚 次太郎</p> <p>(44)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木48番屋敷 イ 氏名 大塚 敬爾</p> <p>(45)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木48番屋敷 イ 氏名 大塚 彦馬</p> <p>(46)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木50番屋敷 イ 氏名 東 武之助</p> <p>(47)ア 登記簿記載の住所</p>	<p>幡多郡三原村柚ノ木52番屋敷 イ 氏名 東 嘉之助</p> <p>(48)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木177番地 イ 氏名 竹山 勝次</p> <p>(49)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木272番地 イ 氏名 東 今太郎</p> <p>(50)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木54番屋敷 イ 氏名 大塚 喜馬太</p> <p>(51)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木54番屋敷 イ 氏名 大塚 久万吉</p> <p>(52)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木57番屋敷 イ 氏名 岡村 京太</p> <p>(53)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木58番屋敷 イ 氏名 中谷 宇太郎</p> <p>(54)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木165番地 イ 氏名 中谷 種</p> <p>(55)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木1257番地 イ 氏名 谷岡 亀太郎</p> <p>(56)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木41番屋敷 イ 氏名 山本 守作</p> <p>(57)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木1179番地 イ 氏名 田辺 伊吉</p> <p>(58)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木498番地</p>	<p>イ 氏名 宮田 儀助</p> <p>(59)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木61番屋敷 イ 氏名 寺岡 儀之助</p> <p>(60)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木2番屋敷 イ 氏名 武内 源蔵</p> <p>(61)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木17番屋敷 イ 氏名 生城 重竜</p> <p>(62)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木59番屋敷 イ 氏名 谷岡 吉次</p> <p>(63)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木236番地 イ 氏名 東 勝太郎</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨              (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的              次に掲げる告示で定めるところによる。              昭和42年7月農林省告示第992号（二に限る。）              (2) 変更後の指定施業要件              立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について</p> <p><b>高知県告示第433号</b>              道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。              その関係図面は、平成29年5月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。              平成29年5月16日              高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 道路の種類 県道              2 路線名 七里仁井田              3 道路の区域</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">供 用 開 始 区 間</th> <th style="text-align: center;">延 長 (メートル)</th> <th style="text-align: center;">供用開始年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高岡郡四万十町仁井田字城ノ端760番1から</td> <td style="text-align: center;">55</td> <td>平成29年5月16</td> </tr> </tbody> </table>	供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日	高岡郡四万十町仁井田字城ノ端760番1から	55	平成29年5月16
供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日						
高岡郡四万十町仁井田字城ノ端760番1から	55	平成29年5月16						

高岡郡四万十町仁井田字城ノ端766番1まで	日
-----------------------	---

## 高知県告示第434号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき高知港、須崎港、下田港及び宿毛湾港の港湾区域及び臨港地区内における港湾施設に係る使用料の徴収事務（調定事務を除く。）を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年5月16日

高知県知事 尾崎 正直

港湾名	港湾施設名	委託した者		委託期間
		所在地	名称	
高知港	港町地区、潮江地区、若松町地区、弘化台地区、北タナスカ地区、仁井田地区及び三里地区の港湾施設	高知市仁井田字新港4700番地	高知ファズ株式会社	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
須崎港	係留施設、野積場、荷さばき地、荷さばき地、野積場及び港湾環境整備施設の用地以外の港湾施設用地並びにその他の港湾用地	須崎市港町81番3	一般社団法人須崎埠頭協会	〃
下田港	係留施設、野積場、荷さばき地、野積場及び港湾環境整備施設の用地以外の港湾施設用地並びにその他の港湾用地	四万十市下田1910番地15	下田海運協同組合	〃

宿毛湾港	宿毛湾港片島地区の係留施設、野積場及び港湾環境整備施設	宿毛市片島1番77号	片島地区長 掘 景	〃
	宿毛湾港大島地区の係留施設及び野積場	宿毛市大島6番24号	大島地区長 松田 雄三	〃
	宿毛湾港小筑紫地区の係留施設及び野積場	宿毛市小筑紫町小筑紫104番16号	小筑紫地区長 小海 苗実	〃

## 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、田野町土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成29年5月16日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任) 理事	藤田 讓	安芸郡田野町 660番地 1
(就任) 監事	南 好弘	〃 〃 1397番地 3
理事	横田 紘一	安芸郡田野町1860番地
監事	濱渦 昭彦	〃 〃 1422番地 5

## 入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成29年5月16日

高知県知事 尾崎 正直

## 1 入札に付する事項

- 購入物品の名称及び数量  
県立学校授業用パソコン一式 8組
- 購入物品の特質等  
入札説明書による。
- 購入物品の納入期限  
平成30年3月15日

(4) 購入物品の納入場所  
入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 高知県における「平成27～29年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成27年度から平成29年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成26年9月高知県告示第555号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと又は告示第1の2の(9)に該当しないこと。

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

## 3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目2番20号

高知県会計管理局総務事務センター

電話番号088-823-9788

(2) 入札説明書の交付方法

平成29年5月16日（火）から同年6月26日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所交付する。

<p>(3) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 平成29年7月28日（金）午前10時 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成29年7月27日（木）午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。 イ 場所 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁厚生棟2階 会計管理局作業室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成29年6月26日午後5時までに入札説明書で指定した場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法等 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センタ</p>	<p>一に提出すること。ただし、平成29年6月26日までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。</p> <p>なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 契約の締結 この入札公告に示した物品の購入契約の締結に当たっては、高知県財産条例（昭和39年高知県条例第37号）第2条第1項の規定により高知県議会の議決を要するため、落札者の決定後に仮契約を締結し、当該議決を得た後、県が落札者に対して当該仮契約を本契約とする旨の意思表示をしたときに本契約として確定する。</p> <p>(10) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。</p> <p>(11) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be procured: 8 complete sets of personal computers for classroom use at prefectural schools</p> <p>(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Monday 26 June 2017</p> <p>(3) Date and time for tender (by hand): 10:00 A.M. on Friday 28 July 2017</p> <p>(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Thursday 27 July 2017</p> <p>(5) Contact: General Affairs Center, Treasury Kochi Prefectural Government 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan Tel: 088-823-9788</p> <p>(6) Others: As in the tender documentation</p> <p>~~~~~</p> <p>政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。 平成29年5月16日 高知県教育長 田村 壯児</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 借入物品の名称及び数量 一般校務用ノート型パソコン 870台</p> <p>(2) 借入物品の特質等 入札説明書による。</p>	<p>(3) 借入物品の借入期間 平成29年10月1日から平成34年9月30日まで</p> <p>(4) 借入物品の納入期限 平成29年9月29日</p> <p>(5) 借入物品の納入場所 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校並びに高知県教育委員会事務局高等学校課</p> <p>(6) 入札方法 ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の賃貸借料の月額を入札書に記載すること。 イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札参加資格 次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 高知県における「平成27～29年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。</p> <p>(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。</p> <p>(4) 入札説明書に示した借入物品の要求仕様に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明し、かつ、当該借入物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制（アフターサービス及びメンテナンスの実施を入札者以外の者が担保する場合を含む。）が整備されていることを証明した者であること。</p> <p>(5) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成27年度から平成29年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成26年9月高知県告示第555号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること及び告示第1の2の(9)に該当しない者であること。</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に</p>
---	---	---

<p>示した入札参加資格要件を満たす者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号780-0850 高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県庁西庁舎2階 高知県教育委員会事務局高等学校課 電話番号088-821-4851</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 ア 手渡しによる交付の場合 平成29年5月16日(火)から同年6月20日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。 イ ダウンロードによる交付の場合 平成29年5月16日午前9時から同年6月20日午後5時までの間に高知県教育委員会事務局高等学校課のホームページ(<a href="http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/311701/">http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/311701/</a>)で交付する。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 平成29年6月30日(金)午前10時 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成29年6月29日(木)午後4時までに(1)の交付場所に必着すること。 イ 場所 高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県庁西庁舎1階 南会議室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、この入札公告に示した借入物品の機能等証明書及び当該借入物品を納入することができることを証明する書類を平成29年6月20日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出しなければならない。また、開札の日までの間において、高知県教育長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、</p>	<p>入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法等 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要な書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成29年5月26日(金)午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を必ず申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be procured: General purpose notebook PCs 870 units</p> <p>(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Tuesday 20 June 2017</p> <p>(3) Date and time for tender (by hand): 10:00 A.M. on Friday 30 June 2017</p> <p>(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 4:00 P.M. on Thursday 29 June 2017</p> <p>(5) Contact: High School Division, Kochi Prefectural Board of Education Secretariat, Kochi Prefectural Government, 1-7-52 Marunouchi, Kochi City, Kochi780-0850 Japan Tel: 088-821-4851</p>	<p>(6) Others: As in the tender documentation</p>
---	--	---